

国市運収第4号  
平成30年10月22日

国立市長 永見 理夫 様

国立市国民健康保険運営協議会

会長 木村 陽子



### 国民健康保険税課税限度額改定に関する答申書

平成30年7月13日付け国福健発第36号により諮問がありました国民健康保険税課税限度額の改定について、下記のとおり答申いたします。

#### 記

##### 1 答申に至る経緯

国民健康保険税に係る地方税法等（以下「法」という。）の改正が平成30年4月1日から施行されました。この改正は、被保険者間の保険税負担の格差是正及び公平を図る観点からなされたもので、具体的内容は、中低所得者層の保険税負担の軽減を図るということと課税限度額の改定です。

この改正に沿って、中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、均等割額の軽減措置対象枠の拡大については、国立市では既に、平成30年4月1日から条例を施行しています。

課税限度額の改定については、当協議会では、法改正の趣旨、過去における当協議会の限度額改定に関する答申、限度額改定における所得に対する負担割合・超過世帯割合及び東京都各区市町村の限度額改定の状況等を基に慎重に協議してまいりました。

また、課税限度額改定の施行日についても、今後の国民健康保険財政運営に与える影響等を慎重に協議してまいりました。

## 2 答申内容

国民健康保険税課税限度額について、法改正に合わせ以下のとおりとする。

	現行	改定	差額
医療給付分	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	0円 (据え置き)
介護納付金分	16万円	16万円	0円 (据え置き)

上記課税限度額は、平成31年度以後の年度分の保険税について適用する。

なお、課税限度額に関わる法改正の主旨は、先に述べたとおり被保険者間の保険税負担の格差是正及び公平を図るものとされており、早急に適用することが求められています。

よって、市に対し、法の施行日から遅れることなく課税限度額の改定を行えるような体制の構築を強く要望します。